

施術を休止、廃止又は再開したとき

- ◆ 休止、廃止又は再開した時は、変更後10日以内に保健所に届出なければなりません。

必 要 書 類		注 意 事 項	
提出書類	施術所（休止・廃止・再開）届		
添付書類	事 由		
	休止	添付書類なし	再開した場合も、再開の届出が必要です。
	廃止	施術所開設届出済証	
	再開	添付書類なし	

様式第3号（第2条関係）

施術所（休止・廃止・再開）届

令和 年 月 日

（宛先）小樽市保健所長

開設者 住所
氏名 印
(法人のみ)

〔 法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名 〕

施術所を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 名称 電話
- 2 開設の場所
- 3 業務の種類
- 4 休止、廃止又は再開の年月日（休止の場合にあっては、その予定期間）
- 5 休止、廃止又は再開の理由

備考 記入上の注意事項について、余白に記載すること。